

全産連発第 124 号
平成 30 年 7 月 23 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 課長 成田 浩司 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良



産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画の推進への
ご指導・ご協力について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（3年間）」（以下、「災害防止計画」といいます。）を策定し、休業4日以上死傷者数を平成24～26年の平均から20%以上減少させる等の当業界における労働災害の削減に向けた具体的な数値目標（以下、「目標」といいます。）を定め、その実現に向けて全力で取り組んでいるところです。

これらの取り組みにつきましては、昨年度、貴省にご説明させて頂くとともに、平成29年10月11日付、全産連発第181号にてご指導・ご協力についてお願いし、貴省から各都道府県・政令市の産業廃棄物行政主管部局にも周知して頂いたところです。

しかしながら、平成30年3月に厚生労働省が公表した平成29年の当業界における労働災害発生状況（1月～12月の確定値）では、休業4日以上死傷者数が1,383人となり、対前年比5%（63人）の増加となっております。

当連合会では、目標の達成に向け、全ての産業廃棄物処理業者に対し、安全衛生体制構築の重要性を周知するとともに、各協会が実施する安全衛生活動への参加を促し、その結果として処理業者の安全衛生体制を向上させていく所存です。

つきましては、貴省及び都道府県・政令市の産業廃棄物行政担当部局におかれましては、当業界の取り組みの趣旨をご理解いただき、今年度も引き続き添付致しました周知用チラシを都道府県等の産業廃棄物行政担当部局に訪れた産業廃棄物処理業者に配布する等、本取り組みに対する周知につきましてもご協力をいただけるようお願い申し上げます。

厚生省労働安全衛生部安全課に対しましても、別添のとおり依頼いたしておりますことを申し添えます。

全産連発第 124 号
平成 30 年 7 月 23 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長 殿

公益社団法人全国産業資源循環連合会



産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画の推進への
ご指導・ご協力について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（3年間）」（以下、「災害防止計画」といいます。）を策定し、休業4日以上死傷者数を平成24～26年の平均から20%以上減少させる等の当業界における労働災害の削減に向けた具体的な数値目標（以下、「目標」といいます。）を定め、その実現に向けて全力で取り組んでいるところです。

これらの取り組みにつきましては、昨年度、貴省にご説明させて頂くとともに、平成29年10月11日付、全産連発第181号にてご指導・ご協力についてお願いし、貴省から各都道府県労働局にも周知して頂いたところです。

しかしながら、平成30年3月に貴省が公表した平成29年の当業界における労働災害発生状況（1月～12月の確定値）では、休業4日以上死傷者数が1,383人となり、対前年比5%（63人）の増加となっております。

当連合会では、目標の達成に向け、会員に限らず全ての産業廃棄物処理業者に対し、安全衛生体制構築の重要性を周知するとともに、各都道府県協会が実施する安全衛生活動への参加を促し、その結果として処理業者の安全衛生体制を向上させて参る所存です。

つきましては、貴省及び都道府県労働局におかれましては、当業界の取り組みの趣旨をご理解いただき、今年度も引き続き添付致しました周知用チラシを都道府県労働局の窓口において、産業廃棄物処理業者に対する周知にご協力賜りますようお願いいたします。

当業界の取り組みにつきましては、各都道府県協会からも、地元都道府県の労働局にご説明、お願い等にお伺いするとともに、チラシをお届けしたいと考えておりますので、ご指導、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

全産連発第 124 号
平成 30 年 7 月 23 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 荘一郎 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会



産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画の推進へのご協力について
(許可申請に関する講習会での安全衛生に係るチラシ配布への協力をお願い)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして
厚く御礼申し上げます。

当連合会では、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における
労働災害防止計画（3年間）」を策定し、当業界における労働災害の削減に向け
た具体的な数値目標を定め、その実現に向けて全力で取り組んでいるところで
す。

これらの取り組みにつきましては、昨年度、貴センターにご説明させて頂く
とともに、平成29年10月11日付全産連発第181号にて、ご協力をお願いした
ところ です。

しかしながら、平成 30 年 3 月に厚生労働省が公表した平成 29 年の当業界に
おける労働災害発生状況（1 月～12 月の確定値）では、休業 4 日以上
の死傷者数が 1,383 人となり、対前年比 5% (63 人) の増加となっております。

当連合会では、産業廃棄物処理業業界全体の労働災害の削減には、各都道府
県協会の会員に限らず、全ての産業廃棄物処理業者が安全衛生体制構築の重要
性を認識し、取り組みを促進することが重要であると考えています。

貴センターが実施している許可申請に関する講習会は、産業廃棄物処理業を
行うほぼ全ての事業者が受講する講習会であるため、会員、非会員を問わず安
全衛生体制構築の重要性を周知するためには、またとない機会であると考えて
おります。

つきましては、当連合会の取り組みの趣旨をご理解頂き、今年度も引き続き
添付致しました周知用チラシを各都道府県協会が許可申請に関する講習会で配
布する機会を設けていただけますようお願い申し上げます。